

令和6年度 第1回 葛飾区くらしのまるごと相談事業推進委員会 会議録

日時：令和6年8月19日（月）

午前10時～正午

場所：葛飾区役所 701・702 会議室

<会議次第>

1 開 会

2 議 題

(1) くらしのまるごと相談課の相談状況及び内容分析結果について

- | | | |
|---|----------------------------|-------|
| ア | くらしのまるごと相談窓口の相談状況について | 資料1-1 |
| イ | くらしのまるごと相談窓口の相談内容について | 資料1-2 |
| ウ | くらしのまるごと相談窓口の相談内容の分析結果について | 資料1-3 |

(2) 重層的支援体制整備事業について

- | | | |
|---|------------------------------|-------|
| ア | 葛飾区における重層的支援体制整備事業イメージ | 資料2-1 |
| イ | 重層的支援体制整備事業の現状と今後の方向性 | 資料2-2 |
| ウ | くらしのまるごと相談事業推進の検討組織について | |
| | (ア) 令和6年度くらしのまるごと相談事業 会議体全体図 | 資料2-3 |
| | (イ) 重層的支援体制整備事業実施要綱 | 参考資料① |
| | (ウ) 相談支援作業部会設置要領 | 参考資料② |
| | (エ) 令和6年度会議等スケジュール | 参考資料③ |
| エ | 令和6年度研修計画について | 資料2-4 |

3 その他

4 閉 会

1 開 会

委 員 長：お待たせいたしました。定刻になりましたので、ただいまから、「令和6年度第1回葛飾区くらしのまるごと相談事業推進委員会」を開催いたします。本日は、ご多忙の中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、議事に先立ちまして、事務局より本日もご出席をいただいております委員の皆様のご紹介をお願いします。

事 務 局：～委員紹介～

それではここで、恐縮ではございますが、委員長、副委員長より、それぞれご挨拶をお願いいたします。

委 員 長：～委員長挨拶～

副委員長：～副委員長挨拶～

事 務 局：ありがとうございます。それでは、議題に移る前に、本日の資料の確認をさせていただきます。

～配付資料確認～

委 員 長：本日傍聴を希望されている方はいらっしゃいますか。

事 務 局：本日の会議では、傍聴を希望されている方は4名です。

委 員 長：それでは、事務局は傍聴人の方にお入りいただきてください。

—傍聴者入室—

2 議 題

(1) くらしのまるごと相談課の相談状況及び内容分析結果について

事 務 局：～資料1-1～資料1-3について説明～

委 員 長：今の相談状況及び相談内容についていかがでしょうか。

委 員：相談内容で病気が多いということですが、病気の内容は把握しているのでしょうか。例えば私は歯科の専門ですから、歯科の案件があったのかどうかなど、どのような病気での相談があるのでしょうか。

事務局：内科的なものや外科的なもの、歯科など色々ありますが、病気を原因として働けなくなってしまったり、今までと同じ生活が送れなくなってしまったり、という場合に病気という分類をしているため、細かく病名までは把握できておりません。

委員：相談があった場合に、どのような体制で病院を紹介しているのでしょうか。例えば、歯科でしたら、健康相談窓口がありますが、そういったところへ紹介されているのか、それとも個別の病院を紹介されているかということをお教えいただきたいです。

事務局：個別の病院への紹介はほとんどなく、総合相談窓口がある場合には、そちらを紹介しています。

委員長：今、歯科医師会の先生からも質問がありましたが、病気に関わるところで、健康作りや予防的な課題というのはいかがですか。

事務局：予防的なものについては、あまり相談はなく、やはり現状に困ってしまった段階で相談が入ることがありますので、それがうまく解決した時に、再発防止という観点で通院がきちんと継続できるように、などの支援は行ってはおります。

委員長：相談としては、なかなか見えない部分ですが、課題としてはその背後にあるかと思います。

事務局：そうですね。やはり課題としては、背後にはあると思いますので、相談の状況からそういった傾向が見えてきましたら、そういう部分の検討も進めて、連携が取れる課とは、連携を取りながら進めていきたいとは思っております。

委員：病気が原因で働けなくなったという相談があるとのことですが、病気そのものの相談があるのかなど、そのあたりの分析ができれば、病気の内容は知りたいです。薬剤師会や医師会や保健所で、区民がこれだけ病気で困っているということが把握できれば、それに対応することができるのではないかと思います。

事務局：課題が複数ある方が多いので、病気だけで相談が来ることはあまりなく、あったとしても健康の相談窓口などをご案内しています。病気と困窮や病気とそれ以外の課題ということで相談があった場合には、保健センターな

どとも連携しながら、健康の部分は保健センター、困窮の部分はまた専門のところなど、役割分担をしながら支援をしています。

委員：資料1－3継続率の高い相談内容の傾向の部分の社会的孤立の傾向として「支援者の介入を拒否するケースが散見される」、また、相談内容の種類に関わらず継続率が高い要因の部分でも「家族が訪問や電話連絡を拒否している」という記載があります。実際にこの継続案件の中に私も関わっている子どものケースがありますが、「拒否」という言葉を聞くと、一般的には「来ないでくれ」、「うちは支援なんかいらんないんだ」というような積極的な拒絶をイメージされるのではないかと思います。ただ、継続案件のなかには、周囲から見たら心配だなと思うけれども、知的な遅れなどから将来的な見通しが弱くて自立に向かっているという感じだったり、精神的なうつ傾向などがあって、こちらが面談や電話で連絡したけれども、あまり乗り気じゃないような感じだったりする方も多いのではないかと思います。その意味では、「拒否」というよりかは、そんなに拒んでもいないけれども、積極的に支援を望んでくれないというような状況で、なかなか支援が進まないみたいなイメージです。この資料で「拒否」というのを一般の方が見たときに、最初に述べたような「拒絶」のイメージになるのではないかと思います。全体の傾向として、実際に拒絶している感じが多いのでしょうか。

事務局：積極的な支援を望んでいない方もいらっしゃいます。そういう方たちにはアウトリーチを何度かしていくうちに関係ができて、支援につながった事例もございます。拒否という部分では、ご家族と支援が必要であろう方が一緒に住んでいて、本人は完全に拒否で、家族は何らかの支援を望んでいるというようなパターンで、ご家族の方とつながり続けるという事例もございます。また、家族も全員拒否していて、近所の方や関係機関の方の見守りがあって、関係機関の方とつながっていて、そこで何か情報があった時には、またくらしのまると相談課の方へご連絡くださいというように薄くつながっているケースもございます。

委員長：私自身、葛飾区社協の成年後見制度関連の委員会にも関わっていて、そちらで出てきたケースで非常に印象に残っているのが、子どもに障害がある世帯で、母が必死に子どもの面倒を見て、90代半ばになって体力的に厳しくなって相談に来て、社協や専門家につながったパターンです。私も全国的に様々な調査をおこなっていて、その中で働いている高齢者のケースをやっているのですが、札幌であった事例で、軽い知的障害の息子と母の世帯で、息子は運転免許を持っているが、70代半ばの母が大学の非常勤の清

掃の仕事をずっとやりながら、息子のあらゆることの面倒を見ていて、とにかく頑張ってしまう。先ほどの葛飾の事例でも90代半ばで母が体力的に無理になってやっと相談につながっているという状態もあって、単なる拒否というよりかは、頑張りすぎていて支援制度につながっていないという現実があると思いますので、切れない様々な要素があるかと思えます。

委員：資料1-3 2ページの知的・精神障害【疑い】に本人や家族が手帳取得を拒む場合は支援が難しいという記載がありますが、この部分に関しては、障害があることを認めたくない親の気持ちがあるのと、最近は特別支援学校で色々な発達障害の子を受け入れていることもあり、若い親御さんたちは、障害を障害だと認めない、なかなか認識をしていないという話は聞いたことがあります。そのような小中高の親御さんに声をかけて、手をつなぐ親の会に入って一緒に活動しませんかという呼びかけをしても、うちの子は障害ではありませんというような声を聞きますので、認識をしていないのか、認識をしたくないのか、なかなか難しいと思います。

委員長：資料1-3の継続率の高い相談内容の中で不登校の継続が3件とありますが、差し支えなければ学年やどのような様子なのか教えていただけますか。

事務局：小・中学校ぐらいの世代の方で、課題や特性という部分で申し上げますと、ひとり親や困窮などが複合しているものにはなっております。不登校やお子さんがある方の支援では、児童相談所や子ども家庭支援センターなど関係機関が多くなることや、また、親自身にも何か課題や特性があれば、他の支援制度がありますので、やはり関係者が多くなる傾向があり、支援会議を複数回実施しているケースが多いと感じています。

委員：不登校の話について、中学校ではサポートルームを半数以上の中学校に設置しているため、今までであれば、家に引きこもっていたり、一步も外に出なかったりというのが多かったのですが、教室には入れないが、その部屋には行けるという生徒も増えていて、その中から普通の教室に戻れるようになってきている生徒も中にはいるという状況です。ただ、全体の数としては、不登校の数は非常に増えていて、小学1年生からもたくさん出ているという話ですので、そこから考えるとこの件数については、非常に少ないと感じました。学校で相談して終わっているのではないかなとは思いますが、学校として一番困っているのは、学校から連絡しても連絡が取れない、場合によっては1か月2か月連絡取れない、というような家庭で不登校になっているケースが非常に多く、本校でも、今そういったことでSSW

の方などに相談して対応しようかという動きをしているケースもありますが、本当にもっと不登校自体の数はあると思うので、相談件数が少ないことが不思議です。

委員 長：このサポートルームというのは、区独自のものでしょうか。あるいは、全体的に位置づけられているものなのでしょうか。

委員：サポートルームというのは、従前の適応教室と言われていたもので、本区では適応教室という名称をサポートルームに変更して現在運用しているため、同様の対応をしている自治体はほかにもあると認識しています。先ほど中学校で半数程度というお話もありましたが、計画的に中学校については全校にサポートルームを設置する方向で進めています。

委員 長：区の独自でしょうか。あるいは国の教育政策的なものでしょうか。

委員：そこまでは把握はできていないのですが、先ほど申し上げたような、従来ですと適応教室と言っていたようなものですので、対応そのものは葛飾区独自というよりは、学校までは来られるけれども、なかなか教室には入れないお子さんへの対応という時には、他の自治体でも同様の取り組みをしているのではないかと考えております。

委員 長：もし可能であれば、小・中学校のサポートルームについて、それぞれの学校全体の人数を数字だけでも、本日でなくても結構ですので、教えていただきたいです。

委員：民生委員児童委員は見守りや何かあったときにつなぐということで、社会的孤立にも関連する 8050 問題はくらしのまるごと相談課でもなかなか介入することができないという話ですが、民生委員児童委員にこういう方がいるというような情報提供をいただければ、直接行くことはなくても、何気ない見守りはできるのかなと感じました。その中で何か普段と違うことがあれば、くらしのまるごと相談窓口の方へ連絡するというシステムはあってもいいのではないかという感じがしました。このような場合は、長期的な支援が必要だということも書いてありますし、そういったところで協力体制はできるのではないかと思ったところです。

事務局：民生委員さんから多くの地域で困っている方の情報をいただいておりますし、民生委員さんに見守りをお願いしているケースも何件かはありますので、今後も民生委員さんには、地域で見守っていただきたいというものや

情報をいただきたいものについては、連携をとりながら協力していきたいと思えます。

委員：日本語があまり話せなくて意思の疎通ができないご両親で、お子さんは学校に通っているのに日本語が通じている場合のご家庭で、子どもが親の面倒を見ている状態になっても、子どもが困っているという相談にはなかなか来られないのではないかと思います。例えば、ただ単に不登校ということであれば、保護者が学校の先生と相談をして解決に向かおうと思えますが、学校に来られない理由が、親のことであったり、複合的なものであったりするとなかなか難しいので、数字に表れないのかなという気がしました。そういった日本語が上手く通じないようなご家庭の支援は、どのようにしているのか、相談があるのかどうかも含めて教えていただきたいです。

事務局：日本語が通じない親御さんの世帯の相談というのも中にはあります。まずは、翻訳機やスマホの翻訳機能、電話で翻訳してくれるサービスなどがありますので、そういうものを使用して、相談を受けています。お子さんが、親の通訳のために教育が十分に受けられていないというようなものは、ヤングケアラーの中での課題のひとつとなっていると思えますので、現状としては、お子さんたちを支える学校や子育て支援部、児童相談部などから情報をいただいて連携しながらやっているというところではあります。そういった方たちが埋もれないようにしていくための工夫を考えていかなければいけないというのは課題であるとは思ってはおります。

委員長：葛飾区の場合、親が外国籍の割合というのは数字的にはどうでしょうか。

事務局：そんなに多くはないかなと思えます。傾向として、親が外国籍で、言葉が通じない場合には、生活保護であったり、スクールソーシャルワーカーさんであったり、どこかの関係する部署が他にもあるという状態のものが多いので、関係機関と支援会議を何回か開いて、支援方針を決めながら、適宜状況が変わればまた支援会議を開くなど、多機関で支援をしているというイメージです。その世帯の割合がどれくらいというところは、把握していません。

委員：葛飾区でいうと、地域的に外国にルーツを持つご家庭が多い地域は確かに存在しているのかなと思えます。私の地域ではそんなに多くはないですが、区全体でそういう話があるということや、他区でアレルギーがあるご家庭の対応に苦慮しているところがあり、やはり学校のことや区の制度の説明

をしても親に通じないので、子どもを介して説明していかなければならないというお話を聞いたことがあり、そういった相談は、どこに聞いていいのかわからない時は、ここに行っていいんだよ、という話をPTAの中でした時に、その外国籍の親の世帯の子どもには、伝わらないなと思ったので、そういった相談はどこから来るのか気になったので、質問させていただきました。

(2) 重層的支援体制整備事業について

事務局：～資料2-1～資料2-4について説明～

委員長：これは社会福祉法に基づいて、新たにこのような事業になっています。自治体レベルとしては、補助事業で、5つ全体をやらないと補助事業の対象にならないという仕組みになっているようですが、すでにやっているところと、葛飾区として新たにやらないといけない事業としては、どのあたりでしょうか。

事務局：昨年度にうちのまると相談課ができたことによって、5つの事業のうち、包括的相談支援事業とアウトリーチを通じた継続的支援を行っています。また、支援会議等などを行って、多機関協働による支援についても、動き始めております。参加支援事業と地域づくり事業につきましては、それぞれの個別の案件に応じて、該当する方や利用できる方がいれば地域の資源におつなぎしているという現状です。今年度は、まず地域の資源を整理するところから始めていこうというところで、今現在、庁内の関係する各課に、それぞれ地域の社会資源としてどういうものを把握しているか、という調査をしているところでございます。

委員長：これは補助事業ですが、もし分かれば、葛飾区の場合、補助事業でどれくらいの収入になりますか。

事務局：昨年度は重層的支援体制の準備事業としての補助金がありましたが、今年度から本格実施のための補助になっています。うちのまると相談事業以外でも、関係する課の事業の経費も乗せて提出のうえ、協議をしているところです。

委員長：重層的支援体制整備事業として新しい名前でスタートしていますが、いかがでしょうか。

委員：断らない支援をやってきた中で、来年度以降の体制として、要綱には事業

の実施に当たっては、全部又は一部を委託することができるという記載があり、制度の枠やあるいは制度の狭間の問題等々もあって、行政だけでは解決できないような問題も色々あると思いますが、今後の体制の中で、一部を委託するようなことを考えているものがあれば、お示しいただきたいです。

事務局：全部または一部を委託できるようにというのは、要綱上でそのようにいたしました。どの部分をどちらへ委託するというところは、今の時点ではまだ決まっている部分はありません。社会福祉協議会さんであれば、地域の活動団体ですとか、地域に根差した活動をされていらっしゃると思いますので、部分的に委託できるところがあるのかなと思っておりますので、もしそういうところについて、今後検討を進めていくにあたり、社会福祉協議会さんとも一緒に検討していくことが可能であれば、ぜひともよろしくお願ひしたいとは、思っています。

委員：資料2-1 葛飾区における重層的支援体制整備事業イメージですが、下の参加支援事業の部分で社会資源の不足が確認されたら、と記載があり、上の相談作業部会では、社会資源ではなくて地域資源に変わっています。先ほどの説明を聞いていると社会資源とは地域資源のことを言っているのではないかと私は捉えました。葛飾区は19地区それぞれの地区で社会福祉協議会が推進しているそれぞれの地域に根差した小地域活動をやっていますが、実際に地域差というのは出てくるのでしょうか。もし地域の資源によるその差が出てきた場合にはどのように対応するのか、そういったことは検討されているのでしょうか。

事務局：地域差については、今現在ではきちんと見えてはいない部分もありますが、おそらく地域ごとにそれぞれ活動していった時には、地域ごとの特色というものは出てくるとは思っておりますので、今後そういうものを進めていくにあたり、その地域に根差している社会福祉協議会さんをはじめ、そういった団体さんの方と連携協力をしながら、地域ごとの課題というのも見つけて検討していきながら対応をしていきたいと思っております。

委員長：重層的支援体制整備事業というのは、今までは分野ごとにそれぞれ対応してきたけれども、子ども、教育、健康など、色々な要素が絡まって、複合的に1つの問題が起こっているのです。今までの個別の対応では、各制度の限界があって対応できないということで、このように総合的に対応することが想定されています。そうすると、今まで行政でやってきたものでは、確かに対応できないという現状ですが、地域資源と言った場合に、実際には地

域差もありますが、もう 1 つは、地域資源そのもの、あるいは区民と一緒にやっていくという、そういう時に、区民をどう育てるか、地域資源をどう育てるか、ということも大切だと思います。特にこのくらしのまると相談窓口では、かなり複雑な問題が上がってきますので、地域の方々、区民のレベルでできることとできないこと、行政がやるべきことと民間ができること、できないことなども含めた地域づくりというものを区として取り組んで、民間団体と一緒にやっていく、区が一方的に地域づくりを行っていくということではなく、そういう役割分担の整理ももう 1 つ課題としてあると思います。今あるところではとても対応しきれないところもあり、社協が小地域のところから人づくりをしようということでも、もう 10 年ぐらいやっていますが、区民とともにそこで育てていくというのが行政との役割分担になって、そういう関係性みたいなものが課題としてあるのではないかなと思うので、現状では、くらしのまると相談窓口で上がってきたところ、地域レベル、非常に限られるのではないのでしょうか。いかがですか。

事務局：今の時点で地域のつなぎ先が十分ではないとは思ってはおります。特にやっぱり 8050 に代表されるような、ひきこもりの方たちがどう地域とつながっていくかというところを課題としては考えております。それに対して、今の時点で解決策はないですけれども、色々状況を把握したり、その作業部会で検討したり、重層的支援会議の中でも検討を進めていったり、あとはその関係する団体さんの方たちの意見を聞いたり、一緒に検討を進めていくというところで方向性を今後見つけて進めていきたいと思はしております。

委員：先ほど出た小地域福祉活動の話については、それぞれ各地区で自由に立ち上がっていますが、立ち上げた後に、どんな方向に持っていくか、今後のあり方として、その組織をどういうふうに持っていくのか、これは社会福祉協議会の問題ではありますが、お伺いしたいと思います。

委員長：社協として小地域福祉活動でやったこと、あるいは課題についていかがでしょうか。

委員：小地域福祉活動が始まって 12 年になります。社会福祉協議会で行っている小地域福祉活動、社会福祉協議会そのものは、住民主体ということでやっていて、この小地域福祉活動は、まずは住民主体でそれぞれの地域の中で自分たちの地域というものを知ってもらう、なおかつ、地域の中でそれぞれが活動を通じて知り合っつながってもらうということを目的にやっ

ています。まずは外に出てきてもらわなければ意味がないので、地域の中でイベント型の事業を色々企画していただいて、そこに参加をしてきてもらうというような活動が始まってきました。その中で、イベントみたいなものはもう今まで町会等で色々やっているの、小地域福祉活動をやっている主体は、民生委員さんが主体になっているチームが多いことから、見守り活動をやらないかということで、10年ぐらい議論を重ねて、見守り活動をやった地区が1地区あります。我々がやっている小地域の福祉活動として元々が住民主体、いわゆる言われてやるのではなくて、それぞれの地域の住民が持っているエンパワメントを引き出していこうという活動でもありますので、その中で地域の人たちがそれぞれに、ちょっとしたことを、助け合いをできるような、関係性を築いていこうということをずっと目指しています。ただ、それにあたって、そのつながり方やどうやれば外に出てきてもらえるかということについては、それぞれの地域で設けているその推進委員会の中で、色々議論をしながら今後とも進めていきます。また、10年の中で、地域では、今までのようなイベントだけではなく、もう少し地域をいくつかに分けた形で行うサロンのような活動もだんだん増えてきています。今後も、理事会の中で、色々議論しながら、進めていければと思います。

委員：資料2-3 令和6年度くらしのまると相談事業 会議体全体図では、葛飾区くらしのまると相談事業推進委員会へ葛飾区くらしのまると相談事業推進庁内検討会からの報告と記載がありますが、本日は報告がないようです。参考資料③ 令和6年度会議のスケジュールを見ると、12月18日に第3回の庁内検討会では何らかの検討をされると思うので、1月24日の推進委員会では何らかの報告を検討しているのか、報告するのかどうか、その辺りはいかがでしょうか。

事務局：本日はこのように今年度進めさせていただきたいという報告をさせていただいたところです。今年度新しく設けました2つの会議等の報告を受けて庁内検討会で出ました意見などを次回の推進委員会の際にはご報告させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

委員長：本日議論した中で、相談としてあがってくる課題というのは、地域にある課題の一部分が声として上がってきているということであり、相談で受け止めきれていない地域の色々な課題というのが実際には存在しています。領域ごとに色々な課題、例えば予防的な視点で生活態度なども色々絡んできますので、相談だけでは捉えきれないものを行政としてどのようにまると把握するのか、本人は気が付いていないけれども、問題を抱えている

ということもありますので、全数調査を実施するなど、もっと客観的に、どのくらい、どのような問題があるのかというものは把握の仕方が色々あると思うので、そこを考えていく必要があると思います。

3 その他

事務局：～事務連絡～

4 閉会

委員長：これをもちまして、令和6年度第1回葛飾区くらしのまるごと相談事業推進委員会を終了いたします。本日はありがとうございました。

以上